

一般社団法人 粉体粉末冶金協会 研究会規程

(目的)

第1条 本規程は、粉体・粉末冶金に関する萌芽的・横断的な研究分野の探索活動および外部団体からの委託による研究活動を推進するため、定款第51条に基づき、理事会の決議によって設置される「研究会」の設置および運営に関し必要な事項を定める。

(設置および構成)

第2条 研究会は、当協会の目的に沿った自主的・期限付きの学術活動を行う組織として、会員2名以上による提案に基づき、次の事項を記載した設置申請書を提出し、理事会の議を経て設置される。

- (1) 研究会の名称および目的
 - (2) 代表者および構成予定メンバー
 - (3) 活動計画および予定期間
 - (4) 成果の報告方法
 - (5) 外部委託・連携の有無
2. 研究会の構成員は、当該研究会の趣旨に賛同する会員および必要に応じて外部の有識者をもって構成する。
3. 研究会は、分科会とは異なる柔軟な運営形態を認められ、活動期間は原則として1年以上2年以内の期限付きとする。

(代表者)

第3条 研究会には代表者を1名置く。代表者は研究会の企画・運営および対外報告に責任を持つものとし、研究会設置時に理事会の承認を得て定める。

(活動および費用)

- 第4条 研究会は、セミナー、調査研究、委託事業、論文執筆、外部連携などの活動を行うことができる。
2. 研究会の活動費は、原則として支給せず、当該研究会の構成メンバーによる負担、または外部委託団体等からの資金提供により賄うものとする。
 3. 定款第4条に定める協会の事業に関わると認めた活動に限り、研究会代表者の申請に基づいて、必要最小限の費用を支給することができる。

(報告)

第5条 研究会代表者は、活動期間満了時、もしくは活動の目的を達成したときは、活動報告書を理事会に提出するものとする。

(活動終了、延長および新分科会の設置提案)

- 第6条 前条により提出された活動報告書にもとづき、理事会の議を経て活動の終了を承認する。
2. 活動期間の延長が必要な場合は、代表者がその理由と延長計画を理事会に申請し、議を経て活動の終了を承認する。

3. 成果に基づき、より恒常的な活動が必要と認められる場合は、代表者は分科会設置を総務委員会に申請し、分科会規則第7条第3項に基づき評価委員会の審議を経て、理事会で設置を決定する。

(コンプライアンス)

第7条 研究会は、活動において研究倫理および関係法令・協会の諸規程を遵守し、コンプライアンスの確保に努めなければならない。

(規程の変更)

第8条 本規程の変更は理事会の議を経るものとする。

(附則)

1. 本規程は、理事会において承認された日より施行する。(2025年9月12日理事会承認)
2. 本規程に定めのない事項は、理事会の決議により定める。
3. 本研究会制度は、当面試行的に運用されるものであり、本規程は2030年3月31日をもって一旦見直しの対象とする。
4. 当該見直しにおいて、研究会制度の継続および恒常的な組織としての必要性が認められた場合は、社員総会の決議をもって定款における組織条項への記載を検討する。